

2021年2月17日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司 様

山口県労働組合総連合
議長 中野 敏彦

公立学校への「1年単位の変形労働時間制」導入に反対する要請

憲法と子どもの権利条約に則った教育行政へのご尽力に対して敬意を表します。

さて、公立学校への「1年単位の変形労働時間制」を含む「改正」給特法が、2021年4月1日に施行されることを受け、県教育委員会は、関係条例案を2月県議会に上程される旨であること、また、その上程の理由が、休日の「まとめ取り」にあり、そのために「1年単位の変形労働時間制」を導入すると聞き及んでおります。

しかし、1日「8時間労働制」は、日本のみならず、世界の労働者が、長い年月をかけて確立してきた権利そのものであり、わずかな休日の「まとめ取り」のために「8時間労働制」を崩すことは本末転倒と言わざるを得ません。

現在、ILOは「8時間労働制」の先を見据え、21世紀の国際労働基準として「4つの重要な戦略目標」と労働時間に関する「5つのディーセントワーキングタイム」を提起しています。

「5つのディーセントワーキングタイム」は、1、労働者の健康にとってよい労働時間であること、2、家族に有効は、フレンドリーな、好意的な労働時間であること、3、男女平等をすすめる労働時間であること、4、それらのことを通じて生産的な労働時間であること、5、労働者の選択と決定が認められる労働時間であること、を内容としています。「1年単位の変形労働時間制導入」は、こうした世界の趨勢に逆行するものであり、とりわけ教育現場、人類が築き上げてきた価値、人権や民主主義やそれを保障する諸制度（「8時間労働制」もその一つ）を将来にわたって継承・発展させていくことが求められる教育の現場において、「1年単位の変形労働時間制」導入はもってのほかです。教職員の働き方も、社会が求める一般的かつ模範的な働き方であることが、子どもたちの教育にとって理想的な姿です。現在の日本における過労死、過労自死は、「ディーセントワーク」の重要性と学校における基礎的な労働教育の重要性を示唆しています。

また、労働基準法は、変形労働時間制導入にあたって過半数組合もしくは労働者代表との「労使協定」を求めています。とりわけ、「1年単位の変形労働時間制」については「労使協定」を絶対条件とし、違反に対して罰則を科しています。それは、「1年単位の変形労働時間制」が「8時間労働制」の原則を崩すものであるとともに、労働者の仕事と生活、健康にとって、きわめて不利益な変更となるからです。公立学校においては、勤務条件法定主義のもとで、あるいは「改正」給特法のもとで、「労使協定」が必要とされていないとしても、それは決して「労使合意」抜きに制度を導入しても良いということにはなりません。また、「労使協定」や「労使合意」のない「1年単位の変形労働時間制」導入は、教職員の労働条件の問題であるばかりか、労働者保護規制の緩和の問題であり、今後、労働基準法に跳ね返ってくる危険性があるものとして、私たちは決してこれを容認することはできません。

恒常的に多忙な教育現場の実態は誰もが知るところです。この点だけでも「1年単位の変形労働時間制」導入は、その前提さえ崩れています。求められているのは、「労使合意」を重視した民主的な教育行政の推進と教職員の業務量縮減、教職員定数の改善であり、教員の権利を必要以上に制限している「改正」給特法の改廃です。

以上のことから、私たちは、「労使合意」なく「1年単位の変形労働時間制」を公立学校に導入しないよう要請するものです。

以上